

総務常任委員会会議記録（概要）

平成26年12月2日（火）

開 会（午前9時25分）

**【議 事】**

○議案第130号「平成26年度所沢市一般会計補正予算（第8号）」当委員

会所管部分（議会事務局）

**【補足説明】** な し

**【質 疑】** な し

**【意見・採決保留】**

休 憩（午前9時27分）

（説明員交代）

再 開（午前9時28分）

○議案第134号「所沢市市民参加を進めるための条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

谷口委員

第2条第1項第2号について、子どもの定義を年齢ではなく、学年とする議論はなかったのか。

鈴木政策企画  
課長

学年でという議論はありませんでした。本項については児童福祉法に規定されている少年の定義を引用したものになります。

赤川委員

市民参加に係る条例については自治基本条例に規定されている。自治基本条例を制定した当時に一般質問を行ったところ、市民参加に係る条例については平成24年度に、住民投票条例は平成25年度に制定するという旨の部長答弁であったが、制定が遅れた理由について伺いたい。

鈴木政策企画  
課長

自治基本条例推進委員会において、その時点での市民参加の状況や、自治基本条例の説明を行いながら審議をした結果、一定程度は市民参加が進んでいるが、市政への参加だけでなく、全市民が自分たちでまちづくりをするという部分も含めて市民参加とした方がよいのではないかとの意見があり、9回の審議を経て、まずは市民参加を進めるための条例を議会に提出させていただいたものです。

赤川委員 平成26年6月に一般質問をした際は、市長が市民参加条例を自治基本条例推進委員会にかけるとを待ってほしいと言っているとのことであったと思うがいかがか。

鈴木政策企画課長 一般質問での市長答弁は、自治基本条例について考えるところがあるとのことでしたが、自治基本条例推進委員会については平成24年に立ち上げました。その後の経緯は先ほどお話したとおりです。

赤川委員 自治基本条例推進委員会で審議を行った中での本条例の制定過程を伺いたい。

鈴木政策企画課長 任期が2年であった第1期の推進委員会では、自治基本条例、所沢市における情報公開や市民参加の実情の説明や、市政運営に係る報告会などについて説明を行った後に市民参加に関する条例についての議論に移り、盛り込むべき内容を第6回までにまとめ、第6回で提言がなされました。

第2期については今年度から始まり、3回にわたり開催し、提言を踏まえて条例案を策定しました。

村上委員 本条例は、自治基本条例にぶら下がる条例である。自治基本条例第18条第4項に、参加に関し必要な事項は別に条例で定めるとあるため、基本的には手続き条例であると思うが、この条文中の参加とはどういった意

	味か。
鈴木政策企画 課長	参加の定義については自治基本条例の第3条に規定されているとおり です。
村上委員	自治基本条例第18条第1項に規定された参加についてその手続きや 方法等を定める条例であれば、地域の活動に参加することとの関係は。
鈴木政策企画 課長	自治基本条例に定めのある参加について定めたのは第1章から2章で あり、第3章はこれに加えて、先ほど申しました推進委員会での意見も踏 まえ、作成したということです。
村上委員	自治基本条例の第3条第8号の協働とはどこが違うのか。
鈴木政策企画 課長	自治基本条例の協働では市民等と市が対等な立場で連携し協力するの に対し、本条例第3章では主体的に自らまちづくりに関わるといった違い があります。
村上委員	1つの条例の中に手続き条例と理念条例という2つの意味を持つ体系 となっているということか。

鈴木政策企画 課長	その通りです。その点が、本条例の特徴となっています。
村上委員	手続きと理念といった2つの意味を兼ね備えた条例は他にもあるのか。
鈴木政策企画 課長	あまりないのではないかと考えます。
村上委員	他にはない、所沢市独特の条例ということか。
鈴木政策企画 課長	そのように考えます。
村上委員	政策に市民が参加できるツールの1つとして、政策提案というものがある。現在のトレンドともいえる要素であるが、これが含まれていないことについて、議論の内容などを伺いたい。
鈴木政策企画 課長	和光市などでは10年前から始めている取り組みですが、当市では、意見提出、その他の手続きにより補完できると考えています。実際にアイデアコンテストという形で市民の皆様からご提案をいただき、それが実現したもののや、実現に向けて取り組んでいるものもあるという状況から、改め

での定義は行わなかったものです。

村上委員

政策提案の大きな主旨は、地域の課題について行政が解決するのが難しい場合に、市民から行政に向け、財源的、人的な協力を行うので一緒に課題に取り組みませんかと働きかけるということである。今のご答弁はプロポーザルのことかと思うが、いかがか。

鈴木政策企画  
課長

和光市での取り組みは議員が仰った内容を制度化したのですが、10年間運用した結果、出てきた提案は1件であり、その1件についても実現されていないとのことでした。また他自治体についても制度はあるが活用されていないといった状況であるため、当市ではある程度テーマを設けた上でアイデアを募集し、それに対して市が取り組む形の方がよいのではないかと考えています。

村上委員

政策的な話としては、当市は別の方向で取り組んでいくということでもろしいか。

鈴木政策企画  
課長

その通りです。現状のいい面や、新たな提案の受け方については時代に合わせて工夫していきたいと考えます。

浅野委員

当市独自の取り組みとして、市民検討委員会の意見があり、第3条第2

	<p>項が入ったということであったが、まちをよりよくするための活動とはどのような活動をイメージしたのか。</p> <p>また市がイメージしたのはどのようなことか。</p>
鈴木政策企画 課長	<p>地域での防犯活動、子どもの見守りや交通安全、清掃美化活動など諸々の総体を想定したものです。</p>
浅野委員	<p>それは第11条での公表にあたるものであるか。</p>
鈴木政策企画 課長	<p>第11条の公表は第2章市政への参加に含まれていることから、主に第6条の内容がその対象となります。</p>
谷口委員	<p>第2条第4号の市民検討会議について、市民の方が持っているノウハウを市のまちづくりや市政運営にご提供いただき貢献していただくのはとても重要なことだと思うが、これに類するものとしてこれまでにどのようなものがあつたのかお聞かせいただきたい。</p>
鈴木政策企画 課長	<p>本条例の基となる自治基本条例についてもこういった会議を設置しました。また最近では、第5次所沢市総合計画後期基本計画の市民検討会議を設置し、企画段階から50人程度の市民等にお集まりいただきご意見をいただきながら素案を作成したという経緯があります。</p>

谷口委員	本条例案が可決された場合も市民検討会議を設け、企画段階から市民の意見を吸い上げて市政に反映させるといった流れは変わらないのか。
鈴木政策企画課長	テーマによって差はあると思いますが、現在の市民検討会議を踏襲する形で進めていきたいと考えています。
小林委員	自治基本条例第18条第2項では、市は重要な政策及び計画の策定に当たっては、その企画立案の段階から市民等と地域課題及び情報を共有し市民等の参加に努めなければならないとあるが、これに当たるかどうかは各課の判断になるのか。
鈴木政策企画課長	重要な政策、計画かどうかは所管で決めるというよりは市としての判断になります。重要な政策、計画にあたるのは総合計画や、街づくり基本方針などです。
小林委員	今回のエアコン問題など個別の課題についてもこの規定を適用するという事も考えられるか。
鈴木政策企画課長	今回の条例案第7条で規定している参加の手続きでは、第8条にありパブリックコメントが必須となります。また、第7条第1項第1号から第3号については、パブリックコメントを含む2以上の方法での市民参



加手続きを行う規定となっています。ここに該当すると判断されたものについては市民検討会議や審議会等を開催することになると思います。

小林委員

話を聞いていると、元々の運用を踏襲しただけのように思える。もう一步踏み込んで、企画立案から参加するということが見えてこないが、そういったことに関してはどのような議論がされてきたのか。

鈴木政策企画  
課長

企画立案の段階からというのは自治基本条例の重要な政策や総合計画について規定した部分に記載されている内容かと思います。今回の条例ではもう一步踏み込み、手続きとしてパブリックコメントとその他の手法により参加を求めていくこととしたものです。

小林委員

先ほど浅野委員からの質疑にあった参加の情報の公表について、ここでいう参加とは市政への参加のことであり、どれだけ参加したかなどについても公表されるということでしょうか。

鈴木政策企画  
課長

第11条については、市政に関する参加についての予定、実施状況を公表すると規定したものです。

小林委員

第3章の自らのまちをよりよくするための活動というのは蛇足だと思う。様々な方が様々な形で、自らの思いを持って実際に活動している。自

治基本条例にもこういった記載はなく、ここにあらためて書くことではないのではないか。委員会等での議論も含めお伺いしたい。

鈴木政策企画  
課長

第3章は自治基本条例で定義されたものではありませんが、自治基本条例推進委員会では、地域の中での活動は主体的、自発的に行うものだという意見がありました。条例に書き込むことによって既に活動を行っている方への後押しになり、またこれからの方に対しては、活動を行うきっかけになればという委員の思いが込められています。また条文には盛り込まれていませんが、より具体的に関わってほしい活動の内容を挙げた委員もいました。

小林委員

市民がやっていないのではないかと、もっと参加しろといった、強制されるような印象を受けたが、そういった意見はなかったのか。

鈴木政策企画  
課長

条例に書き込むことによってそのような弊害があるという意見はありませんでした。

谷口委員

第7条第1項第3号に規定されている、市民生活に重大な影響を及ぼすと市が認める制度とはどのようなものか。

鈴木政策企画

第1号については計画、第2号については条例について規定しており、

課長 第3号はいずれにも当たらないが、重要と思われる制度と考えております。

谷口委員 具体的にはどういったものをイメージしているのか。

鈴木政策企画  
課長 具体的には情報公開の制度、個人情報保護制度などについて、これらは条例で関わってくることも多いのですが、条例にからまなかった場合にも参加の対象とするための規定として設けました。

赤川委員 市民検討会議について、どういった委員構成になるのか。またテーマがある時に設けるとのことだが、常設ではないのか。加えて、審議会や推進委員会との関係は。

鈴木政策企画  
課長 常設ではなく、計画や条例について、市民の方にお集まりいただいた上で方向性を見いだす必要がある場合に設置をすることを考えています。

構成員については、市民等ということで考えており、かつては公募の市民のみで構成したこともありましたが、近いところでは後期基本計画の市民検討会議で地域コミュニティ代表の方と公募の方が大体半数ずつで構成されていました。

また審議会等については、市民や学識経験者で構成される、条例等で規定されたものであり、市からの諮問や求めに答える形で答申や提言を行う

という役割を持った比較的フォーマルな会議となります。

赤川委員

市が勝手にテーマを設定し、そこに参加することに限り市民参加とするのはいかがなものかと思う。また、人数や公募対象、テーマなどはっきりしない部分が多い。こういったことは入り口として重要な部分だと思うので、本条例案についても今後もう少し詰めた方がいいと思う。例えば八王子市で作った検討審議会では、条例でどういった人を構成員とするかを定めているが、これまでにそのような具体的な点について議論はなかったのか。

鈴木政策企画  
課長

市民検討会議については様々な形態がありますが、所沢市総合計画策定時の市民検討会議を前期基本計画と後期基本計画で比べた場合、時代の移り変わりか、前期基本計画では100人を超える応募がありましたが、後期基本計画では20から30人程度の応募しかありませんでした。このように時代背景等が影響するため、厳格に規定するのは難しいと思われます。またテーマにより関心のある方の人数は異なるということもあります。もちろん条例が制定された後には要綱等で規定していかなければいけない部分もあると考えております。

また、常設かどうかについて、委員となる方が全てのテーマに関心を持つのは難しいことですし、時期についても重なってしまったり、逆に期間が空いてしまったりすることも考えられるため、現状ではテーマごとの設

置でよろしいかと思えます。

赤川委員

平成27年4月1日から施行ということで、要綱はいつまでに定め、いつから活用するかということについてどのようなイメージを持っているか。

鈴木政策企画  
課長

本条例と同日の施行ができるように整備をしていきたいと考えております。

小林委員

第16条に規定されている子どもの参加はどういった形で進めていくのか。

鈴木政策企画  
課長

中学生を対象に、総合学習の時間で市政に関する説明や、グループインタビューを実施しました。来年度については中学校に限らず小学校から高校までを対象に取り組みの内容を学校に伝え、お時間がいただければ子どもたちに説明を行ったり、意見を聞くことができると考えております。

小林委員

それは学校に出向くということか。

鈴木政策企画  
課長

現在はそういった形で考えております。

小林委員	そうなるのかなりの数の学校があるが、どのように割り振るのか。
鈴木政策企画 課長	強制するものではありませんので、出前講座のような使い方をしていただくことを想定しています。
小林委員	要請があつて行くということか。また実際に行くのはそれぞれの内容に対応した所管部署となるのか。
鈴木政策企画 課長	現在当課で考えている内容は、教育委員会に取り組みについて伝えた上で申請を受け、市政全般に関することであれば当課が伺い、それ以外の内容について学校から申請があつた場合は出前講座と同じように各所管で対応するというものです。
中村経営企画 部長	学校や地域から要請があつた場合はもちろん行きますし、市から仕掛けていくことも考えております。様々な機会を捉えて学校等に伺い、市政について話をし、伝えていくことが重要と考えております。
小林委員	伝えていくということだが、子どもたちの意見を聞き、それを市政に反映させるようにするというところでよろしいか。
鈴木政策企画	第16条は、市民の一部である子どもについて改めて限定して規定して

課長

いる部分ですのでそのような認識でよろしいかと思えます。

また意見交換を行う中で、子どもたちが将来、地域で活動したり市政に参加するきっかけになればいいと考えております。

越阪部委員

市民の立場から見ると、自分がどの立ち位置にいて、どのようなことが問題となっていてどのように解決すればよいかということがわかりづらく、縦割り行政の中でたらい回しになってしまうようなことが多いのではないか。このため、窓口となるような場所があり、そこで所沢のことが全てわかるといったシステムになっていないと、本当の意味での市民参加、支援、育成を行うのが難しいのではないかと思う。

現在、市民から出た意見や課題はまちづくりセンターで受けている部分もあり、これも立派な市民参加である。まちづくりセンターをこの窓口とするなどのシステム化が必要ではないか。

また、和光市にて、市民からの政策提言が10年間で1件しかなかったということだが、職員が視察に行った際にどのように感じたかお答えいただきたい。

鈴木政策企画

まず、まちづくりセンターについては自治基本条例推進委員会の提言の中で、市民参加を進め地域の課題解決を図っていく上でまちづくりセンターをどう活かすかということが重要であるとされています。市としても、議員ご指摘のような課題は持っているため、関連する課が集まり、地域力

課長

促進会議を設け、地域の団体や、縦割りになってしまっている現状を把握し、どのように連携を取っていくかについて検討しているところです。システムづくりについても重要だと考えておりますので、時間はかかると思いますが、今後改善していきたいと思えます。

次に和光市の視察についてですが、担当者によると、提案自体のハードルが高く、実際に形をもって提案するということが難しいのではないかとのことでした。

越阪部委員

地域のコミュニティの醸成や支援という言葉はよく使われているが、これらのことをしっかりとしたプログラム化したものは当市にはないのか。また、まちづくりセンターや生涯学習推進センターをこの条例をもって活用するというのかと思うがいかがか。

鈴木政策企画  
課長

地域により歴史や特色が異なり、1つのプランではうまくいかないといったこともあり、用意されていません。まちづくりセンターや生涯学習推進センターについては議員と同じ思いであり、市民参加のみならず、様々な仕組みや、センターの役割について見直しを行っていきたくと思えます。

越阪部委員

まちづくりセンターや生涯学習推進センターを地域コミュニティの支援や育成を行う場所として整備しておかないと醸成もできないと考える



がいかがか。

鈴木政策企画  
課長

生涯学習推進センターでは研修や様々な取り組みが行われ、地域で活躍できる人材の育成がされており、その活躍の場がないことが課題であると聞いています。このため、マッチングの調整の部分がうまくいけばシステム化できると考えます。

村上委員

自治基本条例に市民の参加という項目があって、それに対して手続きを条例化しただけのように思える。

単純に手続きを書いてあるだけで、自治基本条例の趣旨からすると、市民が市政に参加するための手続きやルールの仕組みづくりなどが欠けているように見え、事務手続き上の手続き条例のように思える。

鈴木政策企画  
課長

実際に第2章については、手続きを定めた条例です。

先日実施しました市の仕事事業の中で、市民からは参加の基本となるPRが不足していて、情報がないから参加できないというようなご意見もいただいています。今後は、PRの仕方なども工夫して実際に市民参加が進むように取り組んでいきたいと考えています。

村上委員

市民検討委員会で議論していく中で、市民が市政に参加できるということで大きな期待をしていたが、事務手続き上の議論しかされなかったので

つまらなかったとの声もある。その辺の趣旨は含まれているのか。

鈴木政策企画  
課長 市民参加で、こちらから情報を発信し、意見をもらいながら市政へ反映していくというのが趣旨ですので、条例施行後についてはさらに積極的に取り組んでいきたいと思えます。

小林委員 第10条の選挙における投票の機会の活用は、どのように理解したらよいか。

鈴木政策企画  
課長 推進委員会からの提言に盛り込まれた内容で、市政の参加の具体的な方法として選挙もあるのではないかということです。

しかし市長選、市議選などの投票率などは低い状況にあるため、強制ではないが、活用したらどうかという意見があり、盛り込みました。

小林委員 投票率を上げていこうということか。

鈴木政策企画  
課長 ただし、強制するものではなく、こういうものを活用しようということで理念を記載しました。

#### 【質疑終結】

#### 【意見】

赤川委員 議案第134号「所沢市市民参加を進めるための条例制定について」、

民主ネットリベラルの会を代表して賛成の立場から意見を申し上げます。

このたびの条例制定は自治基本条例に基づき制定されたもので、若干、遅きに失した感はありますが、まずは制定されたことを評価いたします。

今後どのような活用をされるかは、これから市民にも責任があると思いますが、1点だけ市民検討会議につきましては、今回、市民参加における窓口と入口として大きなものだと思いますので、常設ではないと思いますが、これにつきましては、市の方で勝手にテーマを決めるというよりも、この検討会議の中で意見を聞きながらやるとか積極的に、この検討会議を活用していただきたいと思います。また、今後の運営等につきましては、自治基本条例推進会議の進行管理にも期待し、この条例が市民の参加手続きのみならず、市民参加の権利を保障するものとして活用されることを望み賛成意見といたします。

岡田委員

議案第134号「所沢市市民参加を進めるための条例制定について」、自由民主党・無所属の会を代表して、賛成の立場から意見を申し上げます。

市民参加は重要であり十分な期間をかけて検討された条文で評価いたします。とくにパブリックコメントという言葉は一般的に使われており、市民にわかりやすく、この表記についてはよいものと考えます。

今後は、とくに市民にわかりやすく参加しやすいという点を留意し、新たに設立されている、まちづくり協議会などとも連携し、より市民の声を広く捉えてよりよい所沢のまちづくりを進めていくことを求め、賛成いた

します。

村上委員

議案第134号「所沢市市民参加を進めるための条例制定について」、  
所沢市議会公明党を代表しまして、賛成の立場から意見を述べます。

今回の条例については、自治基本条例のいわゆる市民参加の手続きに関連した手続き条例ということで定められておりました。質疑の中でもありましたが、事務的な手続きについて定めた条例に留まることなく、実際に市民が、参加する意欲とか、具体的な参加が促進できるとか、よりよい意見が市政と市政の反映、あるいは企画、立案とか、そういったところに反映できるような仕組みづくりも含めて運用については、是非、よりよいものにしていただきたいということを申し上げまして、賛成の意見といたします。

谷口委員

議案第134号「所沢市市民参加を進めるための条例制定について」、  
改革2015を代表しまして、賛成の立場から意見を述べます。

所沢のまちづくりは、いろいろな市民の方が携わることによって、望ましいまちづくりができると思います。市民の方は、様々な経験、あるいはノウハウをもっていると思います。そういった市民の皆さんの力をどうやって市政に活かすかというのが今後、重要なポイントになると思います。

つまりは、いろいろな政策を進める中で企画立案の段階から関わっていただくこと、こういったことが今後、益々、重要になってきますので、そ

ういった運用をいろいろと工夫していただきながら、今後とも市民に納得のいく、より高いレベルのまちづくりを進めるためにご尽力いただきたい。

小林委員

議案第134号「所沢市市民参加を進めるための条例制定について」、日本共産党所沢市議団を代表しまして、賛成の立場から意見を述べます。

自治基本条例ができてから、市民参加条例ができるまで時間を要した感じはしますが、この自治基本条例の趣旨ですが、とくに重要な政策および計画の策定にあたっては、その企画立案の段階から市民等と地域課題および情報を共有し、市民との参加に努めるというところを一番に大切にしていきたいと思います。そして、今後、住民投票条例を早急に作成していただくことを願ひまして、意見を申し上げます。

**【意見終結】**

**【採 決】**

議案第134号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第130号「平成26年度所沢市一般会計補正予算（第8号）」当

委員会所管部分（経営企画部）

【補足説明】なし

【質 疑】なし

【議案第130号 経営企画部所管部分質疑終了】

【意見・採決の保留】

休 憩（午前10時32分）

（説明員交代）

再 開（午前10時45分）

○議案第139号「所沢市常勤の特別職の職員の給与等に関する条例及び所沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【意 見】 な し

【採 決】

議案第139号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第140号「所沢市一般職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

赤川委員

川越市の給与改定の内容や大卒初任給の金額など比較できる資料があったら伺いたい。

青木職員課長

川越市の状況につきましては、把握してございませんのでお答えできません。

なお、給与改定については、11月に開催された連絡会議の中で、県の人事委員会に準拠した改定を予定していると伺っております。

赤川委員

県と国の勧告の違いは、どのようなものか。

青木職員課長

給料表については、国が平均0.3%の引き上げに対し、県は平均0.2%の引き上げとなっています。賞与の支給月数は、いずれも0.15月の引上げです。通勤手当については、国は交通用具使用者において距離の区分に応じた引上げですが、県は通勤手当の改正はありません。

谷口委員

賞与の年間支給月数は4.1月に引上げとなるのか。



青木職員課長	そのとおりです。
谷口委員	今までの賞与の支給月数の推移について伺いたい。
青木職員課長	ここ数年は引き下げが続いたため、4. 1月を上回ったのは平成19年度で4. 50月でした。平成17年度が4. 45月だったため2年後に引き上がったこととなります。その後、平成21年度と22年度は引き下げが続いて3. 95月となり、今回、4. 1月に引き上げとなります。
谷口委員	賞与の今までの最大の支給月数は、平成19年度の4. 5月という認識でよいか。
青木職員課長	平成2年以降では、平成3年度が5. 45月の支給月数でした。
谷口委員	今後は、人事院勧告により、上げ下げがあるという見通しでよいか。
青木職員課長	民間の給与実態調査を毎年4月に実施していますので、それに応じた推移ということで可能性としては景気の動向で上がっていくこともあるかと思えます。
岡田委員	7年ぶりに人事院勧告に準じて引き上げということだが、市の財政状況

を伺いたい。

議案第140号のあとに議案141号で国民健康保険税の値上げがあり、市民ギャラリーを売却した金額を全て投入しても足りないということだが、同時期にこのような議案が提出することで、何らかの議論はあったのか。

青木職員課長

所沢市の財政状況は非常に厳しいと承知しています。

しかしながら、公務員においては、労働基本権の制約の代償措置ということで人事院勧告制度が機能しているところです。そのため、国においても、人事院勧告を受け、11月12日に給与法を改正し実施するものです。

当市としても均衡の原則、情勢適応の原則という国や県、民間企業の給与と合わせるという基本原則に基づき、これまでも人事院勧告に準拠した給与改定をしているところですので、今回も同様に取り扱うものということで、今回の議案を提出させていただいております。

越阪部委員

気遣いや配慮はどうだったか。

青木職員課長

4月に遡って給料表などを上げさせていただきまして、厳しい状況とは認識していますが、これまでも給料表は、国に合わせて改正を行っております。そこのところは下げた時期もありましたので、上げるときは上げさせていただければと思います。配慮というところだと、行き届いていな

いかかもしれません。今後の給与の改正の見込みですが、人事院勧告では来年4月に給与の総合的見直しということを勧告していきまして、国もそれを実施することを決定しています。内容的には平均2%の給料表の引き下げということです。当市でも人事院勧告を準拠することによりそのような改正も視野に入れて今後の給与制度は考えていきたいと思っております。

谷口委員

所沢市の場合、ラスパイレス指数が102程度のレベルだったと思うが、今後、改正した段階でどのようになるのか。

青木職員課長

ラスパイレス指数は、国がまだ公表していませんので、比較し、算出することができませんが、所沢市も国と同じような改正状況ですので、大きな変動はないと思っています。

谷口委員

現状のラスパイレス指数はいくつか。

青木職員課長

平成25年4月時点で109.8です。

県内では12番目です。

浅野委員

人勧からの値上げのようなことは職員組合と協議するのか。

青木職員課長

2つの組合ともに協議をさせていただきまして妥結をしています。

越阪部委員

給与に関する条例の一部改正についての議案番号が続くが、配慮についていかがか。

能登総務部長

内部的な定めに従い、並べる順番があるところです。この度の給与の引き上げ改定は人事院勧告の内容の半分でございます。3月定例会に、給料表を平均2%引き下げる改定案を出させていただきたく予定で、トータルで考えますと職員の給与は下がります。

給与の総合的見直しで給与を引き下げる内容については、また組合と協議させていただきたく予定です。

浅野委員

給与改定の引き上げと引き下げの部分は重ならないのか。

青木職員課長

今回の改定は4月に遡って給料表を上げさせていただき条例改正をお願いしています。

引き下げについては来年4月からの給料表の改定となりますので、そこは重ならない形です。

谷口委員

もう一度説明してもらいたい。部長がトータルで下がるという発言があったが、給与費全体の総額が下がるということか。

青木職員課長

今回、給料表を改定して一旦、平均0.3%引き上げた給料表がありま

して、そこから人事院勧告に準拠すると平均2%給料表を引き下げる改正を行うということです。

谷口委員

トータルで下がるというのは個別に平均をみていくと下がるということか。それとも予算として下がるということか。

青木職員課長

人事院勧告に準拠した場合、給料表は下がりますが、引き下げる前の給料額を経過措置として保障することも予定されているため、一気に2%下がるものではありません。しかしながら、その期間において、個人の昇給は引き下げ後の給料表をベースで行われるため、引き下げ前の給料を上回らない限り、昇給分は増えない動きになるかと思えます。そのため、予算にも影響してくるものです。

谷口委員

平均2%の給料表の引き下げの改定については、3月定例会で議案として出てくるのか。

青木職員課長

組合とは、これからの協議ですが、こちらの予定としては3月定例会で議案として提出させていただきたいと考えています。

谷口委員

先ほどのラスパイレス指数は、ここ数年、109程度との認識でよろしいか。近年の状況を伺いたい。

青木職員課長

平成23年度は102.2で、県内7位でした。

平成24年度は110.0で県内13位でした。

平成25年度は109.8で県内12位でした。

谷口委員

平成24年度のラスパイレス指数は、給与減額支給措置により、国家公務員の給与が引き下げられたことにより、指数が上がったということでしょうか。

青木職員課長

指数が急に上がったのは、給与減額支給措置により、国で給料の7.8%の減額を行ったことが影響して110.0という数字でした。参考値が示されていて国の引き下げがなかったとした場合の参考値としては101.7です。

**【質疑終結】**

**【意見】**なし

**【採決】**

議案第140号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第130号「平成26年度所沢市一般会計補正予算（第8号）」当

委員会所管部分（総務部）

【補足説明】なし

【質 疑】

赤川委員

消防組合と議会との関係を伺いたい。

石川危機管理

埼玉西部消防組合の議会ですが、平成27年2月定例会で条例改正の議

担当参事

案が提出されると聞いています。従いまして、条例が可決した場合は遡及  
改定分を3月の月例給与で支払うと聞いています。

赤川委員

消防組合は承知しているのか。もう少し早くできなかったのか。

石川危機管理

消防組合の定例会のスケジュールの関係があり、執行するのが両議会の

担当参事

議決が済んだ後ということになりますので、このようなスケジュールにな  
らざるを得ないのかなと思います。

【議案第130号 総務部所管部分質疑終了】

【意見・採決の保留】

休 憩（午前11時7分）

（説明員交代）

再 開（午前11時9分）

○議案第144号「防音校舎の除湿工事（冷房工事）の計画的な実施に関する住民投票条例制定について」

岡田委員                    この議案については、請求代表者のお話をもう一度聞きたいので参考人を呼んで審査したい。

村上委員                    具体的には、どのような点を確認しようとしているのか。

岡田委員                    請求代表者が意見陳述をした際に質問はできなかったので、詳細について伺いたい。

越阪部委員                執行部側への議案質疑だったため、請求代表者への質疑をできる場を設けてほしい。

小林委員                    意見陳述をしたのだから、参考人は必要ないと思う。

谷口委員                    30分程度の意見陳述をされたが、不明確な部分も若干あるため、参考人を呼んで質疑をしたい。

浅野委員                    参考人を呼んで質疑をしたい。



村上委員

請求代表者と市長の話が、お互いに意見が違っているところもあるので、請求代表者に確認しないと審議はできないと思うので参考人を呼んで審査したい。

赤川委員

請求の要旨を見れば明確と思う。請求代表者の陳述で充分と思う。参考人を呼んでどのようなことを聞くのか。

浅野委員

至誠クラブとしては、請求書の中には工事を行う必要があると書いてあるが、条例には書いていないのでその辺も含めて伺いたい。

村上委員

議場での議案質疑では、市長は29校に設置と言っているが、請求代表者の意図がくい違いがあるのではないか。投票のときに、どこまでが公平性なのか。賛否を問うべきものの本質が変わってしまうと公平性が変わってくるため、条例を可決するかしないかは別にしても、その辺はきちんと確認をした上で審議をしないといけないと思う。

赤川委員

参考人を呼ぶのであれば、質問内容を予め示したらどうか。

休 憩（午前11時20分）

（協議会を実施）

再 開（午前11時28分）

大館委員長

議案第144号「防音校舎の除湿工事（冷房工事）の計画的な実施に関する住民投票条例制定について」は、地方自治法第109条第5項の規定に基づき、参考人として請求代表者のうち、大原隆広氏、関原明子氏の出席を求め、意見を伺いたいと思うが、これにご異議ないか。

（異議なし）

大館委員長

審査日は委員会審査予備日である、本年12月11日（木）とし、午前9時から開会することによいか。

（委員了承）

休 憩（午前11時30分）

（説明員交代）

再 開（午前11時32分）

○議案第156号「専決処分の承認を求めることについて（平成26年度  
所沢市一般会計補正予算（第7号））」（選挙管理委員会事務局）

【補足説明】 なし

【質 疑】 なし

【議案第156号 選挙管理委員会事務局所管部分質疑終了】

【意見・採決の保留】

○議案第130号「平成26年度所沢市一般会計補正予算（第8号）」当  
委員会所管部分（選挙管理委員会事務局、監査事務局）

【補足説明】 なし

【質 疑】 なし

【議案第130号 選挙管理委員会事務局、監査事務局所管部分質疑終了】

【意見・採決の保留】

休 憩（午前11時35分）

（説明員交代）

再 開（午前11時37分）

○議案第156号「専決処分の承認を求めることについて（平成26年度  
所沢市一般会計補正予算（第7号））」（財務部）

【補足説明】 なし

【質 疑】 なし

【議案第156号 質疑終結】

【意見・採決の保留】

○議案第130号「平成26年度所沢市一般会計補正予算（第8号）」当

委員会所管部分（財務部）

【補足説明】 なし

【質 疑】 なし

【議案第130号 当委員会所管部分質疑終結】

【意見・採決の保留】

休 憩（午前11時39分）

（説明員交代）

再 開（午前11時40分）

○議案第156号「専決処分の承認を求めることについて（平成26年度  
所沢市一般会計補正予算（第7号））」

**【意見】** なし

**【採決】**

議案第156号については、全会一致、承認すべきものと決する。

○議案第130号「平成26年度所沢市一般会計補正予算（第8号）」当

委員会所管部分

**【意見】** なし

**【採決】**

議案第130号当委員会所管部分については、全会一致、原案のとおり  
可決すべきものと決する。



大館委員長

審査の途中ですが、本日の審査はここで終了し、議案第144号については、参考人の出席を求め、12月11日（木）の委員会審査（予備日）の午前9時から審査を行うこととしてよろしいか。

（委員了承）

散 会（午前11時45分）